

随意契約理由書

件名	防災行政無線保守管理業務
契約の相手方	三菱電機株式会社 大阪支社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	<p>本業務は、神戸市防災行政無線同報系の円滑な運用を確保するため、定期点検を行い、機器の性能を最良の状態にするとともに、障害発生時にはその復旧作業を行うものである。</p> <p>対象の防災行政無線設備は、三菱電機株式会社が開発・構築したシステムであり、グループ別送信機能など、本市独自の機能を有している。また、無線機メーカーがそれぞれに開発した防災行政無線のシステムは、地方公共団体（市町村）のみできるという特殊性から、相互間に汎用性を持たせるための開発が全くなされていないため、他のメーカーが当該業務を実施することは不可能である。</p> <p>また、本設備の製造者は三菱電機株式会社であるが、保守管理業務を行っていないことから、平成28年度より防災行政無線に関する業務の全てを上記業者に移管したため、当該業務を実施できるのは上記業者のみである。</p> <p>よって、上記業者との特命随意契約を行う。</p>
	危機管理室 (電話番号 322-6482)